

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【公表番号】特表2009-533185(P2009-533185A)

【公表日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-037

【出願番号】特願2009-505619(P2009-505619)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 37/00

A 6 1 L 31/00 B

A 6 1 K 9/00

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月17日(2010.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

薬物貯留体インプラントにおいて、

表面及び両側部を有する本体と、

前記本体から延びてあり、少なくとも2つの可撓性を有する角度のついた逆棘を備える
錨着システムであって、前記少なくとも2つの可撓性を有する角度のついた逆棘の各々が
、前記本体の前方並進運動を許容するとともに目標である組織からの前記本体の後方並進
運動を制限する突端を備え、少なくとも2つの可撓性を有する角度のついた逆棘が前記本
体の前記表面上にあり、前記少なくとも2つの可撓性を有する角度のついた逆棘が前記本体
の前記両側部に配置されている、錨着システムと、

前記本体及び前記錨着システムの全体に配置されている治療薬であって、前記本体及び
前記錨着システムが前記治療薬を溶出することが可能であり、前記薬物貯留体インプラン
トが固体であり前記薬物貯留体インプラントから1cmから5cmまでの前記治療薬の最
適濃度を提供する、治療薬とを備える、薬物貯留体インプラント。

【請求項2】

前記本体はロッド形状をしており、前記錨着システムは、前記ロッド形状の本体から延びていて、前記本体の、前記ロッド形状の本体の長手方向軸に沿った並進運動を制限するようになっている、請求項1に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項3】

前記錨着システムは、組織面に当接するようになっている表面を提供している、請求項2に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項4】

前記錨着システムは、前記ロッド形状の本体の端に配置されたエンドキャップである、請求項3に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項5】

前記錨着システムは、縫合糸である、請求項2に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項 6】

前記薬物貯留体インプラントのX線撮影を支援するようになっているX線マーカーを更に備えている、請求項1に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項 7】

前記本体は、中実の生物分解性材料で形成されており、前記治療薬は、前記生物分解性材料の少なくとも一部分に分散している、請求項1に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項 8】

前記生物分解性材料内に配置されている複数の微小球を更に備えており、前記微小球には、前記治療薬の少なくとも一部が封入されている、請求項7に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項 9】

前記治療薬は、抗炎症薬である、請求項1に記載の薬物貯留体インプラント。

【請求項 10】

薬物貯留体インプラントにおいて、

表面及び両側部を有するロッド形状の本体と、

前記ロッド形状の本体から延びている錨着システムであって、目標である組織から前記ロッド形状の本体が移動することを制限するようになっており、前記ロッド形状の本体の前記表面に少なくとも4つの逆棘を備え、前記少なくとも4つの逆棘の第一の対が前記ロッド形状の本体の前記両側部に配置され、前記第一の対の各々が目標である組織からの前記ロッド形状の本体の後方移動を制限する突端を備え、前記少なくとも4つの逆棘の第二の対が前記ロッド形状の本体の前記両側部に配置され、前記第二の対の各々が目標である組織からの前記ロッド形状の本体の前方移動を制限する突端を備える、錨着システムと、

前記ロッド形状の本体及び前記錨着システムの全体に配置されている治療薬であって、前記ロッド形状の本体及び前記錨着システムが前記治療薬を溶出することが可能である、治療薬とを備える、薬物貯留体インプラント。